

平成27年度認知症介護実践研修（実践リーダー研修）開催案内

1 目的

実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設等においてチームケアを効果的、効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

2 日程及び研修会場

	日 程	研修会場
講義演習 (8日)	平成27年10月2日(金)	名古屋市総合社会福祉会館
	平成27年10月5日(月)	社会福祉研修センター
	平成27年10月9日(金)	
	平成27年10月13日(火)	
	平成27年10月16日(金)	名古屋市総合社会福祉会館
	平成27年10月21日(水)	
	平成27年10月28日(水)	
	平成27年12月18日(金)	
外部実習	平成27年10月29日(木)～12月17日(木)までのうちの2日間	
職場実習	平成27年10月29日(木)～12月17日(木)までのうちの10日間	

3 対象者（定員 40名）

ア 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）・介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）

実践者研修（又は旧実務者研修基礎課程）を修了後概ね1年以上経過した者のうち、以下のいずれかに該当し、研修修了後、施設や地域において認知症高齢者の介護について指導者となり得る方

- ① 施設勤務経験が3年以上ある生活相談員（支援相談員）及び介護支援専門員
- ② 施設勤務経験が3年以上ある介護主任等（施設のリーダー格の方）
- ③ 施設・事業所等での認知症介護の経験が概ね5年以上ある介護職員等

イ 認知症対応型共同生活介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・通所介護事業所・認知症相談支援センター

実践者研修（又は旧実務者研修基礎課程）を修了後概ね1年以上経過した者のうち、施設・事業所等での認知症介護又は相談支援業務の経験が概ね5年以上ある方で、研修修了後、事業所や地域において認知症高齢者の介護について指導者となり得る方

※上記ア、イのサービスに併設の他サービスに専従の方は対象外となります。（例：特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護、介護老人保健施設併設の通所リハビリテーションなど）

【裏面へ続きます】

4 研修内容

別紙日程表のとおり

5 研修費用

受講料は無料ですが、研修資料・教材については受講者実費負担となります。(3,000円程度。受講の決定を通知する際にテキストを送付し、研修初日に代金を集める予定です。)

6 申込期限及び申込先

別紙申込書に必要な事項をご記入の上、お申込みください。

(1) 申込期限

平成27年9月1日（火）必着（郵送又は持参。FAXでの受付は行っておりません。)

(2) 申込先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 担当：野村、酒井 TEL972-3487

7 その他

- (1) 申込者多数の場合は選考とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) 研修受講者の決定については、受講の可否にかかわらず、郵送により通知します。通知の発送は、9月10日（木）頃を予定しています。
- (3) 研修には事前課題に取り組んでから参加いただきます。事前課題は受講決定通知の際にお知らせします。
- (4) 会場に駐車場はありません。（公共交通機関の利用が困難な特段の事由がある場合は別途相談させていただきます。）

研修生を推薦いただく際の留意事項

- ① 受講者の決定後、法人内で受講者を変更することはできません。また、本研修は定員を上回る申し込みにより、多くの方が受講できないことが予想されます。受講決定後の辞退は認められませんので、日程等を確認し、十分ご理解の上ご推薦ください。
- ② 研修内容には受講者の所属施設での職場実習（10日）及び他施設での実習（2日）が含まれます。この実習は研修の成果を向上させるために非常に重要な位置づけとなりますが、例年実習の日程が十分に確保されていない事例が散見されます。実りある研修とするためにも、申し込みの段階で実習日程を確保し、所属施設での実習については申込用紙にも日程を記入していただくようお願いいたします。（なお、申込用紙に記入して頂いた日程は変更が可能ですが、研修6日目の実習課題設定の日までには日程を確定してください。）

◆職場実習における勤務上の扱いについて◆

あくまで研修の一環として職場で実習を行っていただくため、通常業務から外れた形での勤務となります。従って職場実習を行う日において、受講生の勤務は指定基準上必要とされる職員の配置には含まれません。また、研修は職務のうちでもあるため、有給休暇を取得させたり無給の休暇として位置づけたりするのではなく、通常の勤務と同じように給与管理をしてください。

- ③ 欠席、遅刻、早退をはじめ、不適切な受講態度が認められた場合、修了証は発行されません。受講生を派遣される責任者の方は十分なお配慮の上、ご推薦ください。